

徳島県病院局訓令第二号

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令

徳島県病院局センター設置規程（平成十八年徳島県病院局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中「感染症制御センター」を「感染制御センター」に改める。

「脳神経センター

別表三好病院の項中「脳神経センター」を「呼吸器センター」に改める。

手術センター」

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。